

議事録

会議の名称	平成29年度 第2回 西東京市総合教育会議
開催日時	平成29年10月11日 午前10時00分から正午まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>市長、木村教育長、宮田教育長職務代理者、森本教育委員会委員、高橋教育委員会委員、米森教育委員会委員 (事務局)</p> <p>副市長、飯島企画部長、古厩企画政策課長、近藤企画政策課企画政策担当主査、浅水企画政策課企画政策担当主事、保谷子育て支援部長、飯島子育て支援課長、齋藤児童青少年課長、日下部子ども家庭支援センター長、栗田健康課長、渡部教育部長、南里教育部特命担当部長、早川教育企画課長、和田教育企画課企画調整係長、大谷教育企画課学務係長、等々力学校運営課長、内田教育指導課長、福田教育部主幹、宮本統括指導主事、清水教育支援課長、岡本社会教育課長、大橋公民館長、中川図書館長 (傍聴人)</p> <p>1人</p>
議題	<p>1 教育に関する重点施策について</p> <p>2 平成29年度の取組について(中間報告)</p> <p>3 (仮称)西東京市子ども条例の策定について</p> <p>4 その他</p>
会議資料の名称	<p>資料1 教育に関する重点施策について(企画政策課)</p> <p>資料2 西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について(教育指導課)</p> <p>資料3 子ども家庭支援センターの取組状況について(子ども家庭支援センター)</p> <p>資料4 個に応じた支援(教育支援課)</p> <p>資料5 保育所等訪問支援(健康課)</p> <p>資料6 児童館・学童クラブ等の取組について(児童青少年課)</p> <p>資料7 放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組について(社会教育課)</p> <p>資料8 小・中学生及び小・中学生と保護者を対象とし実施した事業(公民館)</p> <p>資料9 図書館での幼児・青少年事業(図書館)</p> <p>資料10-1 (仮称)西東京市子ども条例の策定について(諮問)(子育て支援課)</p> <p>資料10-2 (仮称)西東京市子ども条例策定スケジュール(子育て支援課)</p> <p>資料10-3 「児童福祉法等の一部を改正する法律」の概要(子育て支援課)</p> <p>資料10-4 (仮称)西東京市子ども条例策定に関するこれまでの経緯(子育て支援課)</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○発言者名： 発言内容</p> <p><午前10時00分開会></p>	

○市長：

ただいまから、平成29年度第2回西東京市総合教育会議を開会します。

本日の議題は、「教育に関する重点施策について」、「平成29年度の取組の中間報告」、「(仮称)西東京市子ども条例の策定について」となります。

○市長：

本日の会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき公開とします。傍聴については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき10席までの傍聴を認めます。また、会議の議事録については、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。以上、会議の公開等について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○市長：

総合教育会議は、教育委員会制度の抜本的な改革の一つとして、長と教育委員会との連携強化等を図るために、平成27年度から設置した会議でございます。

教育長におかれましては、これまでも教育委員として総合教育会議に出席いただいておりますが、今年の7月に教育長に就任され、今回の総合教育会議から教育長として出席いただいております。今後とも、より一層の連携を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、今年度第2回目の会議となっております。今年の5月に実施した平成29年度第1回の会議におきましては、今年度の教育に関する重点施策として、「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」の3つを定めました。

また、それぞれの重点施策に基づく市長部局及び教育委員会の今年度の取組について報告をさせていただいたところでございます。

教育長が新たに就任されたことや、重点施策も広範にわたっていることから、今一度、これまでの総合教育会議の経過を再確認させていただきたいと思っております。

併せて、今年度の取組の中間報告を受け、それぞれの取組についての意見交換と(仮称)西東京市子ども条例の策定に向けた情報共有を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長：

教育委員として1年あまり総合教育会議に出席させていただいておりましたが、今後ますます市長部局と教育委員会の連携は子どもの教育を進める上で重要になっていくと考えております。ぜひ皆様と一緒に西東京市に住む子ども達のためにより良い教育を実現するということが、微力ながら全力で頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議題1 平成29年度の教育に関する重点施策について

○市長：

それでは、議題1「教育に関する重点施策について」に入ります。

事務局より資料の説明をお願いします。

(事務局説明)

西東京市教育に関する重点施策について <資料1>

○市長：

事務局よりこれまでの経過について説明がありました。委員の皆様からご質問等ございましたらお願いします。

(質疑等なし)

○市長：

各重点施策の根拠となる大綱につきましては、現行の教育計画と同様、平成30年度までとなっております。現在、教育計画の見直しが図られているところですが、来年度は教育に関する大綱についても検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

教育部から教育計画に関するスケジュール等の概要をお願ひいたします。

○教育企画課長：

教育計画の策定スケジュールですが、平成29年度と平成30年度の2年間をかけて、平成31年度から平成35年度までの計画を策定することで進めております。

今年度は、市民アンケート調査、小中学生を対象としたアンケート調査及び青少年アンケート調査、子どもに関する事業を行っている事業者に対するヒアリング調査を行ってまいります。それらの調査結果を踏まえ来年度に具体的な計画の内容を審議していく予定です。

現在、この取組に対して学識経験者や校長、保護者、地域住民の方、公民館図書館の審議会委員等の皆様で構成される教育計画策定懇談会を運営しております。

議題2 平成29年度の取組について（中間報告）

○市長：

次に、議題2「平成29年度の取組について（中間報告）」に入ります。

各担当課より重点施策に基づく今年度の取組の中間報告をお願いします。

まずは、重点施策の「いじめ・虐待の対策」についてお願いします。

○宮本統括指導主事：

はじめに、教育指導課より西東京市におけるいじめ防止等に関する取組及び児童虐待に関する取組について資料2に沿ってご説明いたします。

(事務局説明)

西東京市におけるいじめ・児童虐待等に関する取組について<資料2>

○子ども家庭支援センター長：

児童虐待に関する子ども家庭支援センターの取組について資料3に沿ってご説明いたします。

(事務局説明)

子ども家庭支援センターの取組状況について<資料3>

○市長：

いじめ及び虐待の対策に関して、教育指導課と子ども家庭支援センターから報告がありましたが、報告に関して委員の皆様からご意見等ございますか。

(意見等なし)

○市長：

それでは、次に「切れ目のない支援」についてお願いします。

○子ども家庭支援センター長：

引き続き、資料3に沿ってご説明いたします。

(事務局説明)

子ども家庭支援センターの取組状況について <資料3>

○教育支援課長：

教育支援課からは切れ目のない支援として、資料4に沿ってご説明いたします。

(事務局説明)

個に応じた支援 <資料4>

○健康課長：

健康課からは、保育所等訪問支援事業について、第1回会議において本事業を検討している旨報告いたしました。この間に試行実施をいたしましたので、その報告をさせていただきます。

(事務局説明)

保育所等訪問支援事業 <資料5>

○健康課長：

こどもの発達センターひいらぎにつきましては、今年9月に条例改正を行いました。内容といたしまして、ひいらぎ事業は住吉会館と西原保育園にある分室「ひよっこ」で実施しておりますが、「ひよっこ」を今年度末で廃止することで市議会でも可決いただいております。

理由といたしましては、利用者が年々減少していることが挙げられます。分室「ひよっこ」は、現在12名の方が在籍していますが、全員が次年度から就学するため、来年度は分室利用者がいなくなることから、一本化することにより職員の配置を集約化し、来年度は保育園や幼稚園の訪問を行うコーディネーターを現在の1名から2名に増員することを予定しております。

将来的には、ひいらぎのみを利用される方と保育園や幼稚園に通いながらひいらぎ事業を利用される方の2つに大別されると考えております。最近の傾向としては、並行して利用される方が多くなってきています。一方で医療的ケアが必要な方がひいらぎのみを利用されています。今後は地域支援の部分もあり、ひいらぎの中だけで完結させるわけではなく、幼稚園や保育園などに通う発達に心配を持つ方もケアしていけるような一体的な取組を検討していきます。

○市長：

切れ目のない支援に関して、子ども家庭支援センター、教育支援課、健康課から報告がありましたが、報告に関して委員の皆様からご意見等ございますか。

○宮田委員：

子ども家庭支援センターの取組状況について、虐待件数の統計が平成26年度から大きく増えています。説明の中で、家庭の養育能力に関する話もありましたが、大幅に増えた要因を教えてください。

○子ども家庭支援センター長：

養育能力がない家庭が増えたということではなく、潜在していて、これまで相談に至っていなかった方が関係機関等との連携などにより、センターへ連絡や相談をしてくれるようになったことが要因だと考えています。

○市長：

子ども家庭支援センターでも児童相談所でも同じ傾向があり、虐待の件数が増えたわけではなく、認知件数が増えたことによるかと思われます。また、虐待の定義の一つである心理的虐待についても警察が通知することになったため、件数が増える一因になっています。

○宮田委員：

この資料では、急増の要因が読み取れないので、子ども家庭支援センターがしっかり活動した上での件数なのに誤解が生じると思います。

○市長：

数字の見せ方、その説明等については今後も丁寧に対応していきたいと思っております。

○米森委員：

いじめの取組について、資料2(1)の②のところで、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について詳細な説明をお願いします。また、学校の評価導入に異論はありませんが、例えばいじめの件数を取り入れたりすると、いじめの報告が挙がらなくなる等が危惧されますので、評価項目をどうするかは重要と考えます。また、資料には評価項目に位置付けられる予定となっていますが、解決すべき事項等あるのか教えてください。

○福田教育部主幹：

評価につきましては、いじめ等の件数だけでなく、学校の取組姿勢や教員の対応状況、研修の受講状況など、体制等を教員の間でも見直し、次年度に活かしていくものです。また、資料に位置付けられる予定とありますが、全校実施いたします。年度末に各学校から教育委員会へ評価を提出してもらうため、現時点では提出されていないため予定となっていますが、全校実施しています。

○米森委員：

評価項目は委員会が定めて学校長が評価するのか、学校自体を教育委員会が評価するのかどちらでしょうか。

○福田教育部主幹：

教育委員会が学校を評価するのではなく、学校の中で自身の取組を振り返り、次年度の改善に活かしていくものです。

○米森委員：

保護者の方が学校を評価する仕組みもあるかと思いますが、それとは別でしょうか。

○福田教育部主幹：

一連の流れの中で、教員が自己評価する部分と保護者等が違う立場から学校を評価する部分があり、それらを合わせて学校の評価となります。

○森本委員：

ひいらぎ事業についてですが、分室「ひよっこ」が廃止されるとのことで、需要が増えていると思っていましたので驚きました。このことで、廃止にして問題ないのか教えてください。

○健康課長：

分室については、西原保育園の施設内にありますが、送迎に関して、住吉会館は駐車場がある一方で分室には駐車場がないことが需要低下の大きな要因となっています。また、住吉会館は支援室も充実していますので、経年比較を行うと分室は利用者が低下しています。

平成29年度は通常どおり申し込みを受け付けましたが、分室は定員が埋まらず、住吉会館を第一希望にされている方にも、分室へ移っていただいたりした経過もあります。

○森本委員：

全体の人数が減ったわけではなく、分室を希望される方が減ったため、廃止することになったということかと思いますが、住吉会館は不便な場所にあり、車がないと通いづらいので、これから幼稚園・保育園への訪問事業が増えていくという考えでよろしいでしょうか。

○健康課長：

今後につきましては、コーディネーター等を増やしてまいります。併せて、現状の事業においても送迎バスを2台運行していますので、送迎で通われる方もいらっしゃいます。

○森本委員：

利用されている方は、幼稚園・保育園との並行利用というよりも、単独で通うセンター機能となることが期待されているということでしょうか。

○健康課長：

元々は療育中心でしたので、施設完結型に近かったのですが、最近の利用状況を見ても併用される方が多くなっています。状況によっては週の多くをひいらぎで過ごされる方もいますが、保護者の話や子どもの状態を見つつ、幼稚園や保育園の職員の方とも相談しながら、その時の状況に応じて通っていただいています。

○市長：

それでは、次に「子どもの居場所の充実」についてお願いします。

○児童青少年課長：

児童青少年課からは子どもの居場所の充実として、資料6に沿ってご説明いたします。

(事務局説明)

児童館・学童クラブ等の取組について <資料6>

○社会教育課長：

社会教育課からは、資料7に沿ってご説明いたします。

(事務局説明)

放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組について <資料7>

○公民館長：

公民館からは、資料8に沿ってご説明いたします。

(事務局説明)

小・中学生及び小・中学生と保護者を対象とし実施した事業 <資料8>

○図書館長：

図書館からは、資料9に沿ってご説明いたします。

(事務局説明)

図書館での幼児・青少年事業 <資料9>

○市長：

子どもの居場所の充実に関して、児童青少年課、社会教育課、公民館、図書館から報告がありました。委員の皆様からご意見等ございますか。

○宮田委員：

資料を見ると、芝久保公民館が活発に事業実施しており、大勢の子どもや保護者を集めていますが、他の公民館にこのような情報は伝わっているのでしょうか。

○公民館長：

各館が行った事業につきましては、公民館全体で情報共有を行っています。

○宮田委員：

他の公民館にも活発な公民館の情報を伝えることで、居場所づくりがより充実していくと思います。市長部局と教育委員会がリードして、他館の活発でない事業を検証しながら、居場所の充実として市民の皆様が興味を持てる取組としていただきたいと思います。

○公民館長：

実績報告等を勘案しながら、本市の公民館はそれぞれ特殊な機能を持っている部分もありますので、それぞれの機能を活かした事業となるよう実施していきます。その中で、事業の分析や学校等との連携強化を図り、多くの子どもに参加していただける取組にしていきたいと思っています。

○森本委員：

学童クラブの定員数と在籍数を見ると、定員50人に対して94人在籍しているなど、かなりの定員超過が見受けられますが、実施に当たっては滞りなく行われていますでしょうか。

○児童青少年課長：

定員50人に対し94人が在籍している田無第二学童クラブにつきましては、教育委員会からの協力をいただき、わかば学級の図工室を一時的に借りるなど実施箇所を分散させながら運営しています。人員の配置も人数に合わせて増員しています。

また、田無第二学童クラブについては、来年度に田無第三学童クラブの開設を予定していますので、一定程度解消が図れると考えています。

その他にも定員超過している施設がありますが、学童クラブは子どもの通いやすいところにある必要があります。児童館施設の分割等の検討を行っていますが、学校施設内が安全安心で好まれるため、今後も教育委員会と連携しながら検討していきたいと考えています。

○森本委員：

同じ表の中で、待機児童数が1名となっているところがいくつかありますが、すでに定員超過している状況で待機児童が生じる理由等について教えてください。

○児童青少年課長：

新年度の入会は1次から3次までありますが、一次申請については全員入所とし、二次申請は定員の120%を超えている場合に一時待機としています。

○森本委員：

転校してきた場合でも待機に入ってしまうのでしょうか。

○児童青少年課長：

ホームページにおいて、一次申請以降、定員を超えた場合は待機になることを事前にお知らせしています。また、関係書類を掲載する際にも配慮するよう努めています。

○森本委員：

定員がかなり超過しているため、子どもたちの安全が保たれているかが心配です。市としても対応を検討していかなければならないことだと感じています。

○高橋委員

子ども家庭支援センターの取組で各部署との綿密な連携で取り組まれており、大変感謝しています。虐待の取組については、性的虐待がゼロ件ということですが、これまでに性的虐待が発生したことはあるのでしょうか。また、挙がってきた場合にはどのような形で挙がってくるのか教えていただけますか。

○子ども家庭支援センター長：

性的虐待につきまして、平成28年度はゼロ件でしたが、平成27年度は発生しています。こちらは、生徒から学校に相談があったことにより発覚しました。性的虐待は聞き取りに専門性を要しますので、聞き取りの時から児童相談所と連携し、役割を整理した上で対応を行いました。

○高橋委員：

今現在は、学校が気付きの基盤になるのでしょうか。

○子ども家庭支援センター長：

学校が子ども達にとって身近で、生活を通して子どもの変化に気付きやすい場所であると思います。子どもの変化に担任や養護教諭が気付き、学内で共有する仕組みができています。地域の方で公立学校に行っていない子どもや不登校の子どもについては、地域からの情報が重要ですが、子ども家庭支援センターに虐待や母子分離のイメージがあり、相談し辛い部分もありますので、地域の活動団体とも連携し、寄り添いながら必要な介入をしていきたいと

考えています。

○高橋委員：

潜在している性的虐待についても相談が挙がってくるようになればと思います。

○森本委員：

子どもの居場所の充実として、児童館、学童クラブ、放課後子供教室は小学生を対象にしていますが、中学生を対象に取り組まれていることはありますか。

○児童青少年課長：

児童館につきましては、市内の5館で18時から21時の間で中高生のみを対象として夜間会館を行っています。また、「中高生年代プロジェクト」を実施しており、企画から運営まで中高生の実行委員会が行い、毎年ダンスやバンドを市民会館で披露するといった取組を行っています。そのほか、児童館毎に中高生タイムの実施や実行委員会による取組を行っています。

現在、児童館のあり方等を庁内で話し合っておりますので、その中で中高生への取組を検討していきたいと思っています。

○宮田委員：

中学校でも高学年になると利用者が減少しています。これは、学習の部分が少ないからかと感じていますが、学習機会が充実するとより良い居場所づくりに繋がっていくと思います。このことについて、市の考え等がありましたら教えてください。

○社会教育課長：

放課後子供教室では、社会教育委員から学校施設運営協議会にヒアリングを行い、今後の方向性を検討しています。その中でニーズをどのように汲み取っていくかも検討していますので、いただいたご意見も反映できるようにしていきたいと思っています。

○米森委員：

部局を超えた居場所づくりに努められているかと思います。現在東伏見小学校で取組の事例がありますが、他の8校での取組は検討されていますか。また、「ふしみルーム」では武蔵野大学の学生に協力いただき、自主学習の手伝いなどを行っていますが、出前児童館では学習機会を提供しているのか教えてください。

○児童青少年課長：

東伏見小学校には過去に児童館の分室があり、分室を廃止する際に保谷柳沢児童館まで通うことが難しいとの保護者からの要望を受け、居場所を残すために「ふしみルーム」を借りて出前児童館という形で実施した経緯があります。現在は社会教育課において放課後子供教室を実施しており、出前児童館と並行して行っている状況にあります。

取組内容やルールの違いなど、様々課題がありますので、今後、社会教育課と調整していきたいと考えています。

○社会教育課長：

学習活動の機会提供事業のうち、図書室では自主学習や読み聞かせを行っており、「ふしみルーム」では室内遊びを。また、校庭での遊びも行っています。

○米森委員：

それぞれ登録の違う児童がいると思いますが、相互の利用ができるのでしょうか。

○社会教育課長：

可能です。一人の子どもが1日に図書室で自主学習もできますし、「ふしみルーム」での室内遊びや校庭で遊ぶこともできます。

○高橋委員：

特に小学校高学年や中学生の学習が遅れがちな子どもに対して、学習機会が増えてくると良いと思います。放課後子供教室の内容を見ると、英語教室はありますが、理数系の教室が少ないので、学習が遅れている子どもに対する支援をもう少し検討していただきたいと思います。

○社会教育課長：

放課後子供教室の内容につきましては、社会教育委員の会議の中で課題として挙げて、検討していきたいと思います。

○高橋委員：

社会教育課で武蔵野大学の学生に協力いただいているとのことですが、こちらはボランティアでしょうか。

○社会教育課長：

指導員としての謝金を支払っています。

○市長：

重点政策に基づく取組については、次回会議の際に再度報告をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議題3 (仮称) 西東京市子ども条例の策定について

○市長：

次に、議題3「(仮称) 西東京市子ども条例の策定について」に入ります。
事務局より子ども条例の策定に向けた取組状況について説明をお願いします。

○子育て支援課長：

子育て支援課からは、資料10-1から10-4に沿ってご説明いたします。

(事務局説明)

(仮称) 西東京市子ども条例の策定について (諮問) <資料10-1>

(仮称) 西東京市子ども条例策定スケジュール <資料10-2>

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の概要 <資料10-3>

(仮称) 西東京市子ども条例に関するこれまでの経緯 <資料10-4>

○市長：

事務局から条例策定の経緯やスケジュール等について説明がありましたが、皆様からご意見やご質問等ございますか。

○宮田委員：

資料10-4で平成23年の審議で「議会を含め多くの市民から賛成、反対の両方の意見を頂き、市民の間でも条例策定に当たって成熟度がまだ十分でない」と判断し、審議を休止することとした。」とありますが、現在は成熟度など状況が変わったのでしょうか。

○子育て支援課長：

当時の社会情勢から6年以上が経過しており、平成28年度の児童福祉法の改正により、子どもの権利が法律上に位置付けられたことが大きな変化と認識しています。こうした状況を踏まえると、条例を策定することに反対があることは想定していません。体制づくりとして今後どのような取組を進めるかは、今後の議論の中心になっていくと考えています。

○宮田委員：

形式的に反対は起こらず、内容で審議することになるのでしょうか。

○子育て支援課長：

そのように認識しています。

○高橋委員：

国連の子どもの権利条約に批准していることかと思いますが、市の条例の名称に「権利」という言葉が入らないのは何か理由があるのでしょうか。

○子育て支援課長：

現時点では(仮称)としております。名称に「権利」を含めるのか、内容に子どもの権利を入れていくのかは、今後専門部会の中で検討していくことになります。

○米森委員：

今後、詳細な内容を検討していくことになると思いますが、これまでもいじめや虐待それぞれの取組の中で子どもの権利を認めていく方向で進めていますが、今回全般的な子どもの権利を保護する流れをつくっていくことになるかと思っています。

この条例が制定された際には、条例の実効性を担保していく必要があると考えています。今後の取組として、市民の方への啓蒙・啓発など考えられますが、教育現場や家庭などの子どもの人権が侵害される場面、特に行政が立ち入れない家庭において、親権の制限などもあります。一度子どもを親から離し、また親に戻した際に子どもの権利が阻害されることもあるようです。条例に親権をどのように調和させていくかが重要であると考えていますが、親権の関係なども今後検討されるのでしょうか。

○子育て支援課長：

児童福祉法改正の中で、国や都道府県、市区町村の役割が明記されており、児童相談所の強制的な部分については、都道府県が役割を担うことになっています。市の条例としては、子どもに寄り添う施策を進めることが重要であると考えています。

○森本委員：

平成27年度に「地方自治と子ども施策」のシンポジウムに参加し、各地の様々な子ども条例を見させていただき、本市の取組は少し遅かったように感じていましたが、今回条例の策定を進められるとのことで、良い条例ができるよう期待したいと思っています。

○宮田委員：
条例策定の中間報告はいただけるのでしょうか。

○企画政策課長：
年度末に、重点施策に基づく平成29年度の取組を報告する会議を予定しています。その際に本案件についても報告させていただくことを予定しています。

議題4 その他

○市長：
最後に、議題4「その他」となります。事務局より連絡事項をお願いします。

(事務局説明：会議資料と会議録の公表、次回開催予定について)

○市長：
他にはよろしいですか。
(意見等なし)

○市長：
これもちまして平成29年度第2回西東京市総合教育会議を閉会します。
ありがとうございました。

<正午閉会>